

「高額医療・高額介護合算制度」についてのお知らせ

●「高額医療・高額介護合算制度」とは？

この制度は、従来から医療保険、介護保険で行われている月単位の自己負担軽減制度（高額療養費、高額介護サービス費制度）に加え、その軽減後に残る自己負担額をさらに軽減するものです。

世帯（基準日〔7月31日現在〕に加入する医療保険のもの）で、1年間に負担した医療費と介護サービス費を合算した金額のうち他の軽減制度の対象とならない自己負担額が、年単位の限度額を超えた場合には、申請により「高額介護合算療養費」等として支給されます。

ただし、食費・居住費・差額ベット代など保険対象外のものは合算できません。

●「高額医療・高額介護合算制度」の負担限度額とは？

負担限度額は、世帯員の年齢や所得によって、下記の表1のように細かく設定されています。

表1：医療と介護の自己負担合算後の限度額〔年額／8月1日～翌年7月31日〕

所得 (基本控除後の総所得金額等)	医療保険+介護保険 (70歳未満)	所得区分	医療保険+介護保険 (70歳以上の方・後 期高齢者医療制度の 対象者)
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般（住民税課税世帯の方）	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者（住民税非課税世帯の方）	31万円
		世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80.67万円以下の方）	19万円

※同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

※自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

●申請の方法は？

基準日現在に岩国市の国民健康保険または後期高齢者医療制度と介護保険に加入の世帯で、支給対象となる世帯には、2月頃にご案内を送付する予定です。

※合算期間中に加入保険の変更がある場合には、通知ができない場合があります。

●お問合せ先

保険年金課 給付班(市役所1階 10番窓口) 電話29-5083

高齢者支援課 介護給付班(市役所1階 16番窓口) 電話29-2544